

# J A住宅ローン（協同住宅ローン保証型「借換コース」）

平成29年4月3日現在

お使いみち	◎ご本人又はご家族が常時居住するための住宅、土地を対象として、次のいずれかに該当する場合とします。 ①他金融機関から借入中の住宅ローンの借換と借換に伴う諸費用 ②借換に伴う増改築・改装・補修												
ご利用いただける方	◎個人のJ A組合員の方。 （農業者以外の方でも、出資により組合員資格を取得できますので、出資金額・手続等はJ A融資窓口までご相談ください。） ◎借入中の住宅ローンを1年以上返済し、最低過去3ヵ月延滞のない方。 ◎借入時の満年齢が21歳～66歳未満の方で、最終返済時の満年齢が80歳未満の方。 ◎前年度税込年収が、150万円以上ある方。 ◎勤続または営業年数が、1年以上である方。 ◎保証機関（協同住宅ローン株式会社）の保証が得られる方。 ◎団体信用生命共済に加入できる方。 ◎その他J Aが定める条件を満たしている方。												
ご融資金額 年間返済額の割合	◎10万円以上5,000万円以内で、1万円単位となります。 ◎年間元利金返済額の前年度税込年収に対する割合が次の範囲内であることとします。 前年度税込年収150万円以上400万円未満：30%以内 前年度税込年収400万円以上800万円未満：35%以内 前年度税込年収800万円以上：40%以内 ※年間元利金返済額には、このローンの年間元利金返済額のほか、他の借入金の返済額を加えるものとさせていただきます。 ※借り換える住宅ローンの対象物件が共有されている場合の借入限度額は、借入者本人の持分比率の範囲内であることとさせていただきます。												
ご融資期間	◎3年以上34年以内 ただし、お借入中の住宅ローン残存期間内とします。												
ご返済方法	◎元利均等または元金均等で毎月返済、ボーナス併用毎月返済のいずれかをお選びください。 ※元利均等返済は、毎月の返済額（元金+利息）が一定となる返済方法です。 ※元金均等返済は、毎月の返済元金を一定とし、その元金に利息を加えた金額を、毎月の返済額とする返済方法です。 ※ボーナス併用毎月返済は、毎月返済に加え6ヵ月毎の特定月に増額して返済する方式です。 ◎ボーナス併用による増額返済分は、ご融資金額の50%までご利用いただけます。 ◎変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の元金と利息の割合を調整し、5年間はご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年毎に行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の1.25倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に未返済額を一括で返済していただきます。												
ご融資利率	◎J Aの住宅ローン利率 ※固定金利型、変動金利型、固定金利選択型からお選びください。 ※利率は店頭に掲示しています。詳細はJ A融資窓口までお問合せください。												
担保	◎原則としてご融資の対象となる土地および建物に第1順位の抵当権を設定します。												
保証	◎協同住宅ローン株式会社の保証をご利用いただけます。また必要に応じて連帯保証人を徴求いたします。												
保証料	◎前取一括方式または後取分割方式のどちらかをお選びください。（保証料率：0.2%～0.4%） ※前取一括方式は、ご融資時に一括して保証機関へお支払いいただけます。 <ご融資金額1,000万円、保証料率0.2%の場合（例）> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>ご融資期間</td> <td>10年</td> <td>20年</td> <td>25年</td> <td>30年</td> <td>34年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>85,450</td> <td>148,380</td> <td>172,610</td> <td>191,370</td> <td>203,520</td> </tr> </table> ※後取分割方式は、保証料相当分を金利に含め毎月の返済日にお支払いいただけます。	ご融資期間	10年	20年	25年	30年	34年	保証料（円）	85,450	148,380	172,610	191,370	203,520
ご融資期間	10年	20年	25年	30年	34年								
保証料（円）	85,450	148,380	172,610	191,370	203,520								
火災共済（保険）	◎ご融資対象の建物については、火災共済（保険）にご加入いただき質権を設定させていただきます。												
団体信用生命共済	◎J A所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。 なお、共済掛金はJ Aが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類により借入利率は下表記載の加算金利分高くなります。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>団体信用生命共済</td> <td>加算金利</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.15%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.20%</td> </tr> </table>	団体信用生命共済	加算金利	団体信用生命共済（特約なし）	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.15%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.20%				
団体信用生命共済	加算金利												
団体信用生命共済（特約なし）	なし												
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.15%												
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.20%												
9大疾病補償保険	◎ご希望により「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年0.30%												
手数料	◎融資事務手数料、固定選択特約手数料、繰上返済手数料については、J Aにより取扱いが異なりますので、J A融資窓口までお問合せください。												
最低出資金額	◎組合員資格がない方は、組合員資格取得のため出資が必要になります。 出資金額はJ Aにより取扱いが異なりますので、J A融資窓口までお問合せください。												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	◎苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、J A支店（所）またはJ A本店（所）に設置のJ Aバンク相談・苦情等受付窓口にお申し出ください。J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 <b>各組合のJ Aバンク相談・苦情等受付窓口はこちらをクリックください。</b> また、和歌山県農業協同組合中央会が設置・運営する和歌山県J Aバンク相談所（電話：073-426-0330）でも、苦情等を受け付けております。 ◎紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、和歌山弁護士会紛争解決センターまたは民間総合調停センター（大阪府）を利用できます。 J Aバンク相談所を通じてのご利用となりますので、J AのJ Aバンク相談・苦情等受付窓口または和歌山県J Aバンク相談所にお申し出ください。												
その他	◎お申込みの際は、事前に審査させていただき、結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。 ◎現在のご融資利率やご返済額の試算は、J A融資窓口までお問合せください。												